

2月17日(月)～3月17日(月)

税の申告が始まります

税についてのお問い合わせは、市税務課TEL (23) 6111番 内線2152・2153まで

平成26年度の市・道民税の申告受付が2月17日(月)から始まります。期間は3月17日(月)までです。申告忘れや誤った申告で、不利益を受けることのないよう必要な書類をあらかじめ用意しましょう。

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されます。従って、平成26年度市・道民税は平成25年の収入に対して課税されることとなります。

市役所ロビーに申告会場を開設

市は、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。開設期間および時間は、2月17日(月)から3月17日(月)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までです。

市道民税を申告しなければならぬ方

平成26年1月1日現在、根室市に住所がある方は原則として申告しなければなりません。

また、所得がなかった方についても次の方は申告が必要になります。

- ① 国民健康保険税や介護保険料の算定に必要と思われる方
- ② 国民年金保険料の免除申請や公営住宅の入居手続きをする方
- ③ 消費税率引き上げに伴う「臨時福祉給付金」の給付対象者またはその扶養者
- ④ その他各種給付金等の申請や非課税証明書が必要な方

【次の方は申告の必要はありません】

- ① 所得税の確定申告を行った方
 - ② 平成25年中の所得が給与のみで年末調整を行った方
- ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

申告に必要なもの

申告には次のものが必要となります。

- ① 印鑑
 - ② 収入を証明するもの
- ・源泉徴収票または支払者の証明書

- ・ 保険の満期金の収入を証明するもの
- ・ 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの

③ 控除を証明するもの

- ・ 生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料などの課税所得控除証明書
- ・ 社会保険料(国民健康保険税、介護保険料など)の領収書
- ・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書
- ・ 医療費控除を行う方は医療費に係る領収書

※領収書の日付は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの期間のものが対象になります。

医療費控除を受けられる方

医療費控除は、10万円を超えた額(ただし、合計所得金額が20万円以下の方は合計所得金額の5%を超えた額)が控除になります。

なお、医療費を補てんする給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象となりませんのでご注意ください。

確定申告書は自書作成

前記期間中、所得税の確定申告も同時に受け付けていますが、確定申告書は申告する方ご自身が記入していただくこととなりますのでご留意願います。

なお、市役所の申告会場は大変混み合います。申告相談が必要な方は、前記「申告に必要なもの」を参考に領収書などをまとめられたうえで、お越しくださいますようお願いいたします。

電子申告「eLTAX」(エルタックス) ご利用のご案内

市では、インターネットを利用して市税に関する各種手続きを行える「eLTAX」による電子申告の受け付けを行っています。

(利用できる手続き)

税目	内容
市・道民税 (個人)	給与支払報告書 (総括表を含む)
	特別徴収に係る給与所得者異動届出書
	普通徴収から特別徴収への切替申請
	退職所得に係る納入申告および特別徴収票または特別徴収税額内訳届出
	特別徴収義務者の名称・所在地変更届
	※市・道民税 (個人) の申告にはご利用いただけません。
法人市民税	確定・中間 (予定) ・修正申告
	法人設立届、設置届、異動届
固定資産税 (償却資産)	固定資産税 (償却資産) の申告

市・道民税 (均等割額) の税率改正について

東日本大震災を背景に地方税法が改正され、市における防災施策事業の財源確保を目的とした臨時的措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市・道民税の均等割額に、それぞれ年額500円が加算されます。

皆さんからの貴重な税金を、災害に強いまちづくりのための施策に活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(税率)

		現行 (年額)	引き上げ分 (年額)	引き上げ後 (年額)
均等割額	市民税	3,000円	500円	3,500円
	道民税	1,000円	500円	1,500円
合計		4,000円	1,000円	5,000円



受付時間 8時30分～21時
1/3は休業)

受付日 月～金 (土・日・祝祭日、年末年始12/29～)

通常通話料金 045-759-3931番

利用の場合 IP電話やPHSなどをご利用の場合

全国一律市内通話料金 (ハイシニコク)

0570-081459番 電話番号

eLTAXヘルプデスク (http://www.eltax.jp/)

eLTAXホームページ

ご確認ください。

事前準備やeLTAXホームページから利用の届出が必要となります。詳しい内容および手続きについては下記をご確認ください。

eLTAXを利用する場合

軽自動車の廃車・名義変更等の手続きを

軽自動車税は、原動付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。「車の調子が悪くなったので乗っていない。」「他人に譲った。」「家族間で所有者が変わった。」「転出

により住所が変わった。」などの場合には、廃車・名義変更などの手続きを必ず行ってください。

なお、車種によって手続きをする場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

取扱車種	手続場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	市役所税務課課税担当 根室市常盤町2-27 TEL 23-6111番
三輪、四輪の軽自動車 (126cc以上250cc以下のバイクなどを含む)	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6-1-1 TEL 0154-51-0745番
二輪の小型自動車 (251cc以上のバイク)	釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6-2-13 TEL 050-5540-2005番

納税は便利な口座振替で

口座振替は、一度お申し込みいただくと金融機関に出向くことなく、納期限の日にお届けの口座から自動的に振り替えられます。

うっかりして納め忘れるということがない、大変便利な口座振替をぜひご利用ください。

〈お申し込み方法〉

市役所窓口または市内金融機関窓口で、口座振替依頼書の必要事項を記入、押印して提出するだけです。

〈お取り扱いできる金融機関〉

根室市内にある銀行、農協、信用金庫、郵便局、各漁協です。